担

当

東京労働局労働基準部監督課 監督課長岡田直樹 主任監察監督官本間裕之 電話 03 - 3512 - 1612

平成 25 年申告事案の概要について 申告受理件数は、過去 10 年で最少

東京労働局(局長 西岸 正人)は、管下 18 の労働基準監督署(支署)における平成 25 年の申告事案の概要について、以下のとおり取りまとめました。

<東京労働局における平成25年申告事案概要>

1 申告受理件数業場5,051 件(対前年比592 件10.5%)過去の件数推移【表1】・【グラフ1】参照

平成25年の申告受理件数は、過去10年で最少の5,051件まで減少するも、5,000件を下回るには至らず、依然として労働基準法に定める最低労働基準の確保に問題が多く認められる。

2 申告事案の内容賃金不払4,210 件 (同 533 件 11.2%)解 雇830 件 (同 93 件 10.1%)

この2件で事案全体の90%を占める

< 申告の内容例 >

賃金不払:経営状況の悪化により定期賃金が支払われない、残業代が支払われない等解雇:労働基準法上定められた手続き(解雇予告や解雇予告手当の支払)を経ずに解雇された

3 **業種別件数** 商業 1,232 件 接客・娯楽業 1,031 件 その他の事業 938 件 業種別件数の詳細 【表 2 】・【グラフ 2 】参照

【今後の対応】

申告事案については、**労働関係の基本的ルールを定めた労働基準法等に違反するとして労働者が労働基準監督署に救済を求めているもの**であることから、引き続き、申告・相談者が置かれた状況に配慮の上、懇切・丁寧な対応に留意し、迅速・的確に処理を行うとともに、**指導に従わず是正を行わない事業主に対しては送検手続をとる**など厳正に対処する。

(注)「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

【表 1	】【グラフ1】	新規申告受理件数の推移
122	4 K J J J 4	

	新規申告 受理件数	前年比 増加率	賃金不払 の件数	前年比 増加率	解雇 の件数	前年比 増加率	その他 の件数	前年比 増加率
平成15年	6,404		4,682		1,260		1,217	
平成16年	5,568	13.1%	4,656	0.6%	1,190	5.6%	505	58.5%
平成17年	5,324	4.4%	4,516	3.0%	1,094	8.1%	333	34.1%
平成18年	5,363	0.7%	4,210	6.8%	1,164	6.4%	542	62.8%
平成19年	5,819	8.5%	4,975	18.2%	1,089	6.4%	500	7.7%
平成20年	6,567	12.9%	5,392	8.4%	1,272	16.8%	451	9.8%
平成21年	7,463	13.6%	6,183	14.7%	1,421	11.7%	451	0.0%
平成22年	7,042	5.6%	5,920	4.3%	1,225	13.8%	443	1.8%
平成23年	6,460	8.3%	5,299	10.5%	1,099	10.3%	498	12.4%
平成24年	5,643	12.6%	4,743	10.5%	923	16.0%	452	9.2%
平成25年	5,051	10.5%	4,210	11.2%	830	10.1%	566	25.2%

増減率は、小数点第2位を四捨五入して算出(は減を示す)

申告事項別の件数の合計は、1 名の労働者が複数の事項を重複して申告する場合もあるため、申告受理件数とは一致しない。



平成 25 年の申告受理件数は **5,051 件**(対前年比 592 件減、 10.5%)であり、過去 10 年で最少となっている。

申告受理件数を申告事項別にみると、

賃金不払に係る申告が 4,210件(対前年比 533件減、 11.2%)

解 雇に係る申告が 830件(対前年比 83件減、 10.1%)

となっており、賃金不払・解雇で全体の90%を占めている。

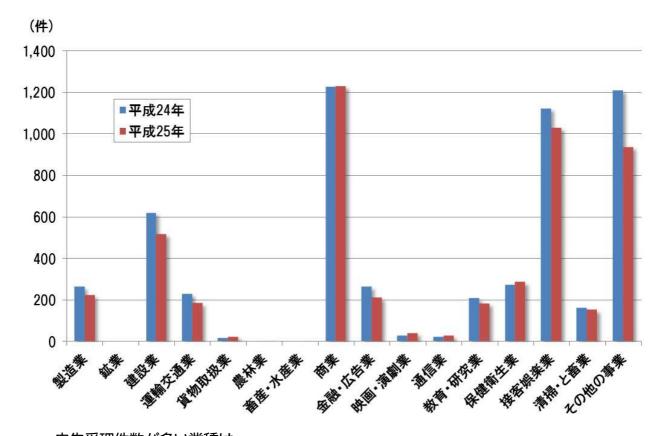
その他の事項としては、労働条件が明示されなかった、就業規則が周知されていない、時間 給が東京都で定められている最低賃金を下回ったものなどがある。

【表2】【グラフ2】 業種別申告受理件数

業種	平成24年 受理件数	平成25年 受理件数	前年比増加率	業種	平成24年 受理件数	平成25年 受理件数	前年比增加率
 製造業	263	222	15.6%	金融·広告業	263	210	20.2%
鉱業	0	0		映画·演劇業	29	40	37.9%
建設業	619	518	16.3%	通信業	21	27	28.6%
運輸交通業	229	184	19.7%	教育·研究業	207	183	11.6%
貨物取扱業	16	23	43.8%	保健衛生業	271	286	5.5%
農林業	1	4	300.0%	接客娯楽業	1,123	1,031	8.2%
畜産·水産業	0	1		清掃・と畜業	162	152	6.2%
商業	1,228	1,232	0.3%	その他の事業	1,211	938	22.5%
				合 計	5,643	5,051	10.5%

増減率は、小数点第2位を四捨五入して算出(は減を示す)

「その他の事業」とは、法人の本社事業場や専門サービス業等をさす。



申告受理件数が多い業種は、

商業 1,232件 接客・娯楽業 1,031件 その他の事業(事務所等) 938件

の順であった。

これらの業種は小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する同法令違 反も認められることから、小規模事業場を多く含む団体等に対する集団指導や各種会 合等の機会をとらえて、同法令周知を図ることとしている。

~ 申告を端緒とする平成 25 年の送検事例~

最低賃金法違反容疑で書類送検(平成25年5月)

中央労働基準監督署は、弁当販売業を営む個人事業主を最低賃金法違反の容疑で、平成 25 年 5 月 13 日、東京地方検察庁に書類送検した。

【事件の概要】

被疑者は、東京都千代田区内において、個人で弁当販売業を営んでいた者である。

平成22年以降、複数の労働者から中央労働基準監督署に対し、「賃金が不払となっている」との申告がなされたことから、中央労働基準監督署において、その都度事実関係を確認の上、被疑者に対し法違反を是正するよう文書での勧告等を繰り返し行ってきたが、いずれも是正されることなかったことから、捜査に着手した。

捜査の結果、被疑者は、平成 23 年 5 月 21 日から同年 6 月 20 日までの賃金について、所定支払日である同年 6 月 30 日に支払わず、もってこの間に適用される東京都最低賃金額である 1 時間当たり821 円以上の賃金額を支払わなければならないのに支払わなかったことが判明した。